平成２８年（フ）第４２号
石川県野々市市住吉町26番１号　サンハイム住吉207号、申立時の住所静岡県御殿場市茱萸沢1379番地の３　レオパレスカワシマⅡ203
債務者　山田　孝子
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
愛知県稲沢市国府宮３丁目６番12―401号
債務者　廣津　千明
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４２号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江南川原81番地３
債務者　日比　康夫
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４９号
愛知県一宮市別明町１丁目13番地１　グラースアイ103号
債務者　尾張造園土木こと　三浦　一泰
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８８６号
大阪府松原市松ケ丘３丁目７番20―206号
債務者　栗本　達也
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
堺市堺区大浜中町２丁５番５号　森コーポ302号、前住所堺市堺区大浜中町２丁３番14号－５Ｃ号
債務者　普天間勝紀
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
堺市北区南花田町232番地１　プライムハイツ南花田202号
債務者　塚本　隆太
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
大阪府松原市立部５丁目６番11号
債務者　若林　順子
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
堺市中区深井中町1888番地１　セジュール深井Ⅰ―102号
債務者　清水　貞信
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
堺市中区深井中町1888番地１　セジュール深井Ⅰ―102号
債務者　峯崎　太樹（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
大阪府高石市高師浜４丁目２番６号
債務者　戸髙　友子
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
香川県東かがわ市三本松161番地
債務者　堤　敬太郎
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４号
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷354番地４、旧住所長崎県東彼杵郡東彼杵町川内郷3497番地２
債務者　磯本ゆかり
１　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
長崎県諫早市松里町45番地３、旧住所長崎県諫早市森山町杉谷997番地１　サンリット・メゾン・山崎Ⅰ204号
債務者　山崎奈穂子
１　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
長崎県諫早市多良見町野副232番地13　野副住宅401号、旧住所長崎県大村市木場１丁目46番地10
債務者　中尾めぐみ
１　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４号
鹿児島県指宿市山川大山3550番地
債務者　清藤伊久子
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第５２号
沖縄県那覇市山下町18―26―412号室、住民票上の住所沖縄県浦添市内間３丁目30番９号
債務者　新城　里季
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部